

(別 紙)

諮問番号：平成31年（処分）諮問第1号

答申番号：平成31年（処分）答申第1号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、理由がないから棄却されるべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 賦課期日により賦課の判定を行うことについて（争点1）

〔審査請求人の主張〕

賦課期日（1月1日）を境として、課税・非課税を分ける現行制度は、税の公平性に著しく欠ける。1月1日を境として税の賦課を100：0とするのではなく、例えば死亡した日までの日割りで計算するなど、配慮して賦課を行うべきである。

課税の対象となっている故人（以下「故人」という。）は50年以上の長きにわたり〇〇に勤務し、叙勲及び死後に官位を受けている。その個人に対し追い打ちをかけるように課税するのは情情的に承服できない。

〔処分庁の主張〕

故人は平成30年1月〇〇日に死亡しているが、賦課期日時点では生存しているため、平成30年度市民税・県民税の納税義務を有する。

地方税法では、継続的な事実又は行為を課税客体とする場合、賦課期日の定めを置いている。個人の市民税・県民税では「市町村内に住所等を有する」という継続的な事実を課税客体としており、1月1日という一定の期日を押さえ、その日現在の事実に基づいて当該年度分の課税を行っている。

2 納税義務が故人から相続人に承継する際に、相続人に対する負担軽減等の救済措置がないことについて（争点2）

〔審査請求人の主張〕

故人は長きにわたり〇〇に勤務し、叙勲及び死後に官位を受けているにも関わらず、死後約1年分を課税されることに対する救済手段がないのはおかしい。

〔処分庁の主張〕

納税額を通知する段階において納税義務者が故人となっていたため、地方税法第9条に基づき相続人が故人の納税義務を承継することとなり、同法第13条に基づき相続人に対し納税通知書を送付したものである。個人の市民税・県民税では、同法第313条の規定により、前年の収入をもとに計算し、翌年度に課税する仕組みであるから、収入の認定期間と納税の時期がずれてしまうことになる。このことは、賦課期日という一定の基準のもとで判断せざるを得ず、賦課期日後に納税義務者が死亡した場合、相続人が納税義務を承継することになる。

所得税法、地方税法では、日割り計算などの賦課の規定はないため、本件処分は適法である。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

争点1及び争点2について処分庁に違法性又は不当性はないと判断するから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、本件審査請求については、理由がないから棄却すべきである。

2 審理員意見書の理由

審理員意見書の「意見」中の「第2 争点等に対する判断」に記載のとおり。

第4 調査審議の経過

平成31年2月28日付けで審査庁である佐世保市長から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同日及び平成31年3月27日の審査会において、調査審議を行った。

第5 審査会の判断の理由

- 1 当審査会も、審理員意見書の判断のとおり、行政不服審査法第45条第2項の規定により、本件審査請求については、理由がないから棄却すべきであると判断する。その理由は、以下のとおりである。

2 争点1及び争点2に対する判断

(1) 争点1について

地方税法第39条及び第318条において、個人の市民税・県民税の賦課期日は、「当該年度の初日の属する年の1月1日」と定められている。賦課期日とは、地方税の課税団体、納税義務者、課税客体等の課税要件を確定させるための基準日である。地方税法第24条第1項第1号及び第294条第1項第1号において、個人の市民税・県民税の納税義務者は、「市町村（道府県）内に住所を有する個人」と規定されており、継続的な事実を課税客体とするものであるから、賦課期日（1月1日）現在における事実（課税する自治体内に住所を有するかどうか）に基づいて課税を行うこととされている。

故人は平成30年1月〇〇日に死亡しているが、平成30年度市民税・県民税の賦課期日である同年1月1日現在では生存しており佐世保市に住所を有することから、平成30年度市民税・県民税の納税義務を有すると考えられる。

地方税法第32条第1項及び第313条第1項では、個人の市民税・県民税は前年の所得に基づき課税すると規定されているが、同法には、個人の所得に係る賦課決定に関して賦課期日後に死亡した者に対する日割り計算等の軽減措置の規定は存在しない。処分庁はこれらの規定により故人の平成29年中の所得を基に市民税・県民税を算定したところ、納付すべき税額が発生し納税義務を有することから、平成30年度市民税・県民税の賦課決定処分を行ったものである。

また、審査請求人は他国と比較した場合の妥当性について説明を求めているが、日本国内においては他市町村でも地方税法の規定に則り同様の処分が行われるところであるから、「税の公平性を欠く」との審査請求人の主張については理由がない。

(2) 争点2について

地方税法第9条第1項では、相続があった場合は相続人が被相続人の納税義務を承継すると規定されている。故人は平成30年1月1日に納税義務が発生した後、同年1月〇〇日に死亡しており、処分庁が賦課決定処分を行う同年6月時点では相続人がその納税義務を承継するため、処分庁は地方税法第13条の規定に基づき平成30年度市民税・県民税納税通知書を相続人（審査請求人）へ送付したものである。

また、審査請求人が求める相続人への救済措置については、地方税法や佐世保市税条例では功績があった者や栄典を授与された者に対する税額の軽減措置の規定はなく、相続人に係る負担軽減等の定めも存在しない。

3 以上によれば、審理員意見書の結論と異なることなく、行政不服審査法第45条第2項の規定により、本件審査請求については、理由がないから棄却すべきであるとし、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

平成31年3月27日

佐世保市行政不服審査会

会 長 村 上 則 夫

委 員 樋 口 聡 子

委 員 丸 山 優